

意見の内容	議会運営委員会の考え方
<p>前文</p> <p>荒川区議会（以下「議会」という。）は、<u>正当な</u>選挙により選ばれた荒川区民（以下「区民」という。）の代表者である議員によって構成<u>されするた</u>議事機関であり、<u>荒川区長</u>（以下「区長」という。）とともに、二元代表制の一翼を担っている。議会は、区長と緊張ある関係を保持し、<u>区政の執行運営に対するついで</u>監視及び評価<u>並びにや</u>政策立案及び政策提言を行う<u>とともに</u>、<u>かつ、活発な</u>議論を通じて最良の意思決定を行う<u>ことによりで</u>、区民とともに荒川区（以下「区」という。）の将来を築く役割を担うという重い責務を負っている。</p> <p>平成12近年、都区制度改革により、特別区を都の内部的団体から「<u>基礎的な地方公共団自治体</u>」として明確に位置づける地方自治法（<u>昭和22年法律第67号</u>。以下「法」という。）がの改正<u>されが実現し、区と</u>議会が果たすべき役割や<u>及び</u>責務は増大してきている。</p> <p>このような時代の変化に対応し、<u>荒川区議会が</u>、今まで以上にその役割<u>及びと</u>責務を果していくためには、これまで取り組んできた議会改革をさらに推進し、より一層区民に信頼される議会を構築することが求められている。</p> <p>よって、<u>荒川区議会は、議会、議員の活動原則など議会の基本的な事項を定めることにより、議会はが、</u>その権能を<u>十分に</u>発揮し、区民の福祉の向上<u>及びと</u>区政の発展に寄与<u>することを強く決意し、することで、</u><u>真に</u>区民の負託に全力で<u>応こたえることを誓い、議会の根幹をなすていくことを決意し、本この</u>条例を制定する。</p>	<p>前文</p> <p>荒川区議会は、選挙により選ばれた区民の代表者である議員によって構成する議事機関であり、区長とともに、二元代表制の一翼を担っている。議会は、区長と緊張ある関係を保持し、区政運営について監視及び評価や政策立案及び政策提言を行い、かつ、議論を通じて最良の意思決定を行うことで、区民とともに区の将来を築く役割を担うという重い責務を負っている。</p> <p>近年、都区制度改革により、特別区を都の内部的団体から「<u>基礎的な地方公共団体</u>」として明確に位置づける地方自治法の改正が実現し、区と議会が果たすべき役割や責務は増してきている。</p> <p>このような時代の変化に対応し、荒川区議会が、今まで以上にその役割と責務を果していくためには、これまで取り組んできた議会改革をさらに推進し、より一層区民に信頼される議会を構築することが求められている。</p> <p>よって、荒川区議会は、議会、議員の活動原則など議会の基本的な事項を定めることにより、議会がその権能を発揮し、区民福祉の向上と区政の発展に寄与することで、区民の負託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定する。</p>
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則、行政と議会の関係その他の議会に関する基本的な事項を定めることにより、議会がその権能を発揮し区民の負託に<u>こた</u>へ、区民の福祉の<u>増進向上</u>及び区政の発展に寄与することを目的とする。</p>	
<p>（議会の活動原則）</p> <p>第2条 議会は、次の各号にに掲げる原則に基づき、活動を行う<u>ものとするわなければならない。</u></p> <p>（1）区民の代表機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視した<u>区民に開かれた</u>議会運営を行うとともに、区民にとって<u>分かりやすい</u>議事運営を行い、<u>議事結果を速やかに、かつ、分かりやすく公表する</u>こと。</p>	<p>（議会の活動原則）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（1）区民の代表機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視した区民に開かれた議会運営を行うとともに、区民にとって<u>分かりやすい</u>議事運営を行うこと。</p>

意見の内容	議会運営委員会の考え方
<p>（2）自由かつ闊達な議論を行い、区政の課題に関する論点を区民に分わかるように努めること。</p> <p>（3）区民の意思が区政の運営に反映しているかなど、政策決定、並びに区長その他の執行機関及びその補助職員（以下「区長等」という。）の事務について調査し、監視する及び評価機能を果たすこと。</p> <p>（4）（略）</p> <p>（5）（略）</p>	<p>（2）自由^{かっかつ}闊達な議論を行い、区政の課題に関する論点を区民に分わかるように努めること。</p> <p>（3）政策決定並びに区長その他の執行機関（以下「区長等」という。）の事務について監視及び評価機能を果たすこと。</p> <p>（4）（略）</p> <p>（5）（略）</p>
<p>（議員の活動原則）</p> <p>第3条 議員は、議会を構成する一員として、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行うものとするなければならない。</p> <p>（1）区民全体の代表者として高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、<u>不断の努力を行い、資質を高め、</u>識見を養うよう努めること。</p> <p>（2）日常の調査及び研究を通じて自らの資質の向上に努め、<u>活動状況を区民に月2回以上定期的に公表すること（議会活動を除く。）</u>ること。</p> <p>（3）議会活動について、<u>活動状況を区民に月2回以上定期的に公表すること（日常の調査及び研究に関する内容を除く。）</u>区民に対して説明責任を果たすこと。</p>	
<p>（議会改革の推進）</p> <p>第4条 議会は、<u>議会の区民による議会に対する信頼性</u>を高めるため、<u>不断の改革に努めるものとする。</u></p> <p>（区民参加及び区民との連携）</p> <p>第6条 議会は、広く区民の声を<u>聴聞き</u>、個々の議員の持てる力の<u>全て</u>を生かし、区民の<u>福祉の向増進</u>に努めるなければならないものとする。</p> <p>2 議会は、<u>地方自治法第115条の2、第……（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）</u>に規定する公聴会制度及び<u>法115条の2、第……に規定する</u>参考人制度を活用し、<u>その意見を</u>議会の審議に反映するよう努めるものとする。</p> <p>3 議会は、<u>請願又は陳情</u>の審議に<u>当たっては</u>、<u>請願した者等</u>の意見を聴く機会を設けることができる。</p> <p>4 議会は、<u>本会議及び</u>委員会は、<u>を</u>原則として公開とするものとする。</p>	<p>（区民参加及び区民との連携）</p> <p>第6条 議会は、広く区民の声を<u>聴き</u>、個々の議員の持てる力を生かし、区民福祉の向上に努めるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 議会は、<u>本会議及び委員会</u>を原則として公開とする。</p>
<p>（区民に対する情報の公開）</p> <p>第7条 議会は、議案に対する賛否について区民に公表しなければならないする。</p> <p>2 議会は、<u>区民に積極的に</u>情報を提供することにより、区民が<u>本会議、委員会等</u>を傍聴できるよう努めなければならない。るものとする。</p>	<p>（区民に対する情報の公開）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 議会は、積極的に情報を提供することにより、区民が<u>本会議及び委員会</u>を傍聴できるよう努めるものとする。</p>

意見の内容	議会運営委員会の考え方
<p>(議会広報の充実)</p> <p>第8条 議会は、区政に係る情報を議会の視点から、区民に提供するよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、<u>広報紙、及びインターネット等の多様な媒体を用いて、区民が区政議会に関心を持つよう議会の広報活動に努めなければならない。</u></p>	<p>(議会広報の充実)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 議会は、<u>広報紙、インターネット等の多様な媒体を用いて、区民が議会に関心を持つよう広報活動に努めなければならない。</u></p>
<p>(区長等との関係)</p> <p>第9条 議会は、<u>区長その他の執行機関及びその補助職員(以下「区長等」という。)</u>と常に緊張ある関係を保持し、<u>区政事務の執行に対する</u>監視及び評価を行うものとする。</p> <p>2 本会議及び委員会における議員と区長等との質疑応答は、論点を明確にして行い、<u>応答者は誠意をもって対応する責務を有するものとする。</u></p> <p>3 <u>議会は、法96条第1項に規定する議決事件の審議に当たり、区長等から必要な説明を受け、十分な調査及び議論を行わなければならない。</u></p> <p>4-3 <u>議会は、災害、事故等の事件非常事態等が発生した場合、速やかに区長等から報告を受け、必要に応じて調査を行うものとする。</u></p>	<p>(区長等との関係)</p> <p>第9条 議会は、<u>区長等</u>と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(区長等による政策等の形成過程の説明)</p> <p>第10条 議会は、区長等が提案する重要な政策の形成過程等について、<u>議会審議における</u>論点を明確にし、その政策水準を高めることに資するため、区長等に対し、説明を求めることができる。</p> <p>2 議会は、<u>特に</u>予算及び決算の審議に当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明を区長等に求め、<u>十分な審議を行うものとするものとする。</u></p>	<p>(区長等による政策等の形成過程の説明)</p> <p>第10条 議会は、区長等が提案する重要な政策の形成過程等について、論点を明確にし、その政策水準を高めることに資するため、区長等に対し、説明を求めることができる。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(議会の議決事件)</p> <p>第11条 法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件は、基本構想及び基本計画とする。</p>	
<p>(通年議会)</p> <p>第12条 議会は、<u>区政の執行に対する監視及び評価並びに政策立案及び政策提言監視機能</u>のさらなる充実及び強化を図り、議会が主導的かつ機能的に活動できるよう、定例会の回数を年1回とし、その会期を通年とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(通年議会)</p> <p>第12条 議会は、<u>区政の執行に関する監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する機能</u>のさらなる充実及び強化を図り、議会が主導的かつ機能的に活動できるよう、定例会の回数を年1回とし、その会期を通年とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(全員協議会)</p> <p>第13条 <u>議会</u>議長は、必要があると認めるときは、全員協議会を開催することができる。</p>	
<p>(議会の機能強化)</p> <p>第14条 議会は、区政の執行に<u>対関</u>する監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する機能の強化を図るものとする。</p> <p>2 (略)</p>	

意見の内容	議会運営委員会の考え方
<p>(交流及び連携の推進)</p> <p>第17条 議会は、他の自治体の議会と政策、及び議会運営等について意見交換をするため、積極的に交流及び連携を図るものとする。</p>	
<p>(議会の権能強化施策の内容等の公表)</p> <p>第19条 議会は、第14条から第18条までに規定する事項に基づく施策について、その具体的内容、経費等について定期的に区民に公表しなければならない。</p>	
<p>(政務活動費)</p> <p>第19-20条 (略)</p> <p>2 議会は、荒川区情報公開条例(昭和63年荒川区条例第34号)の規定に基づき、政務活動費の収支報告書を公開しなければならないとする。</p>	
<p>(議員定数)</p> <p>第21-0条 議員定数は、区民の声を適切に反映できる定数とするものとする。</p>	
<p>(他の条例等との関係)</p> <p>第22-4条 (略)</p>	
<p>(見直し)</p> <p>第23-2条 (略)</p>	